議　　事　　録

会議の名称	令和 7 年　愛荘町教育委員会　第 3 回定例会
開催日時	令和 7 年 3 月 12 日（水）午後 3 時 00 分
開催場所	本庁舎　3 階　第 2 委員会室
出席者	【教育長】徳田寿 【教育委員】3 名 森秀昭、木津知里、中村由香里 【事 務 局】9 名 教育次長　陌間秀介　学校教育担当課長　奥村　晃 生涯学習課課長　水谷徹也　愛知川公民館長　本田有弘 図書館長　三浦寛二　歴史文化博物館長　下村今日子 教育振興課参事　中村千晶　教育振興課主事　坂田瑞穂 教育振興課長補佐　久保川美晴 【傍 聴 人】0 名
議事日程	日程第 1　議案第 3 号　愛荘町「滋賀・体験の日」実施要項の制定について 日程第 2　議案第 4 号　愛荘町フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について 日程第 3　議案第 5 号　学校（園）医・歯科医・薬剤師の委嘱について 日程第 4　承認第 5 号　要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて 日程第 5　承認第 6 号　区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて
作成者	教育振興課　　久保川　美晴
	午後 3 時 00 分開会
教育次長	ただいまから令和 7 年第 3 回教育委員会定例会を開催させていただきます。それでは開会にあたりまして教育長ご挨拶をお願いします。
教育長	みなさん、こんにちは。本日は、年度末の何かとお忙しい中、令和 7 年第 3 回定例会にご出席いただき誠にありがとうございます。 昨日は、両中学校におきまして卒業式が行われましたが、委員の皆様方には、ご列席いただき、誠にありがとうございました。私が参加しました愛知中学校卒業式は、厳粛な中にも生の感動が伝わってくる素晴らしい式でありました。 奇しくも両中学校の卒業生の歌は「正解」という曲でありました。この曲は今かなりの数、卒業式で歌われているものでありますが、その歌詞に考えさせられるところがあります。「・・・答えがある問ばかりを教わってきたよ」「僕だけの正解をいざ探しにゆくのだ」「制限時間はあなたのこれからの人生」「解答用紙はあなたのこれからの人生」とあり、義務教育出口までの教育の在り様をいやでも考えさせられるものであります。 一斉・一律の学習が当たり前の環境の中で、自分の答えを自分の言葉で表現し伝える、自分の今の有り様を内省し、自分の生活その他を問い直し行動を変

	えていくといったことがどれだけできているか、自分の将来や進路をその時々の自分で描くということを高校という進路選択の時期が近づいて初めてした、ということになっていないか等、改めて考えなおしたいところであると感じました。加えて、過去3年進めてまいりました「未来を拓く　愛荘16年教育」の徹底・深化ということが急務であると強く受け止めたところです。 　次年度は新たな教育大綱のもと、そのあたりをしっかり意識しながら、教育行政を推進していきたいと思っております。 　本日は、年度としては最終の定例会であり、また3期12年にわたってお世話になりました中村委員を交えての定例会は、これが最後となります。中村委員に置かれましては、長年にわたり大変お世話になりありがとうございました。ご功績等詳しく申し上げるべきところですが、別日に機会がありますので本日は、この程度で失礼させていただきます。それでは、本日の定例会もよろしくお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。
教育次長	ありがとうございました。それでは議事進行については教育長よろしくお願いいたします。
教育長	ただいまの教育長を含む出席委員は4名で定数に達しています。よって令和7年愛荘町教育委員会第3回定例会は成立いたしましたので開会いたします。 　最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第9条において、議事録に記載した事項に関して委員中に異議があるときはこれを会議に諮って決定するとされています。令和7年第2回定例会の議事録について事務局からあらかじめ配布され確認していただいていると思いますが、議事録についてご異議はございませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	それでは、令和7年第2回定例会の議事録は承認いただきました。後ほど委員の皆さまにはご署名をお願いします。 　なお、本日の令和7年第3回定例会の議事録署名も全員で行いますので、よろしくお願いします。 　それで日程第1「議案第3号　愛荘町「滋賀・体験の日」実施要項の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
教育次長	―議案第3号の説明―
教育長	すでに新聞等でご覧いただいているかと思いますが、県立学校において、滋賀体験の日を導入するというところで、19市町の方はどうしていくのかという会議が県の方で持たれております。その中で、19市町に揃って同じ方向で進めていこうというところが示されましたので、そこに従いまして愛荘町の方も滋賀体験の日の実施要綱を策定ということをさせていただいております。

教育振興課参事	これは長浜市でされておりますワーケーションがありますが、それに続いていくものかというとそうではなく、来年令和 7 年度に関しましては、大阪・関西万博また国スポ障スポが関西で、そして滋賀県で行われるということに際しまして、令和 7 年度このような方針でいきたいと県から出されたものに対しまして、19 市町、同じ方向で実施していこうという流れになっております。
教育長	愛荘町におきまして、再来年度以降はどうしていこうかということがありますが、進路選択において欠席日数が大きな不利益を被るということが現在はあまり考えられません。来年度は滋賀県で開催されるため、「滋賀・体験の日」として制定するものです。 質疑がないようですので、これより議案第 3 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号は、原案どおり承認されました。 続いて日程第 2「議案第 4 号　愛荘町フリースクール等民間施設理湯児童生徒支援補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
教育次長	―議案第 4 号の説明―
教育振興課参事	今年度も県下 11 市町で既に補助をしていたということがありますが、町内の方でもフリースクールをご利用の予定もある中で、何か支援をというところもあり、また今年度、県の方では、フリースクールと民間施設を利用されている方へアンケート調査をされまして調査にご協力いただいた方に協力金として、県の事業で支払いをしています。 アンケートの中にある色んな意見を集約したものを、町の方にもそれぞれ送っていただいております。その中にも、やはり授業料等々がなかなか負担だというところで愛荘町も検討を、というところでさせていただいたところであります。 要綱等につきましては県のガイドラインに従いながら、今作成をしておりまして、要件の中に出席認定を受けているというのがありますが、このあたりにつきましても、今、県の方で、出席扱いになるガイドラインを作成してくれています。それに従いまして学校の方でも出席認定をしていくという形になっていこうかと思います。それに従って学校でも、どんなところで子どもたちが学んでいて、どんなことをしているのかというところも十分把握をし、学校、家庭、そして民間施設等が協力していくというところについてより充実した支援ができていくといいなということも含めましてこちらの方を検討させていただきました。

教育長	ちなみに町内では民間施設の利用者はどれぐらいおられますか。
教育振興課参事	現在のところ、県で認定しているのは 3 名となっております。県の調査協力の認定においては要件等がありますので、認定要件は満たしてはいませんが、月1回程度通うという子を含めると5名ほどフリースクールを利用しています。
教育長	民間のために公費を拠出するというのは違法であるという法律があります。フリースクール等の民間施設に対して運営資金を出したらどうだという議論がありますが、それは憲法の規定に則って出すことはできない。なので、個人への支援というかたちで実施し、サポートするということで制度化されているというのが現状かと思います。 どのような子どもさんに支援するかということについては、子どもさんが行かれている施設でどのような教育活動を受けておられて、何日ぐらい通っておられてとか、個々に判断して、この子どもさんは制度の対象になるということを判断して、支給するということになるということでございます。一つ一つ個別にケースを見ていくということになります。
中村委員	フリースクールは、民間ということで、授業料は個々に違うと思いますが、ここには、1日1人当たり1000円で、ひと月当たり1万円を限度というふうに書いてあるのですけど、この額は妥当なのですが。役に立つのでしょうか。
教育振興課参事	フリースクールそれぞれで金額が色々ございます。全てを把握しているわけではないのですが、一定県が示してくれたものに則りまして実施していこうと思っております。近隣の実施しているところの要綱等を見させていただきながら、検討しています。1日の計算をさせていただいているところを愛荘町は参考にさせていただいたのですが、例えば月額 4 万円と示しているところもあります。生活保護受給者は10分の10、就学援助者が2分の3とか、それ以外の方は半分のみとか、規定が色々ある中で、金額も市町様々です。全てのフリースクールがいくらというふうことが明らかでないこともありまして、こちらも利用されているところを参考にしながら、見ております。この金額では、全てを賄えないかなとは思うところもありますが、月額5000円県からと支給があるというところで考えまして、少しでも何か補助ができればというところで、検討させていただいたところでございます。
森委員	教育的な配慮、教育的な目的をもってということですが、フリースクール全てがそうなっているのでしょうか。通っている子どもの情報を聞くと、全然勉強していないと話していると少し聞いたこともあります。ただ、この子たちは学校に行けていないので、もやはりある程度の支援をしていかなきゃ駄目だということだと思います。仲間の問題だけじゃなく、やはり学力的なものとかその辺も入ってくると思います。その辺あたりはどのように判断されているのか、どういう見立てが県としてあるいは愛荘町としてもあり、どう考えていけばい

	いのかなということを少し教えていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。
教育振興課参事	現在のところ、各学校出席認定をしていただくに当たりましては、フリースクールの方に連絡をしっかりとって、学校によっては全てその施設に見に行ってというようなこともしております。 そして、どれだけその施設を利用したのか、そこでどんなことをしたか、さらに施設によりましては、学校のプリントくださいということで、そこで学校のプリントはどうですかという形で、学習支援をしている施設もあるというふうに聞いております。 たくさん行っている学校ももちろんあるのですけれども連絡を密に取るということ、聞いているだけじゃなくって、どんなことしているかもしっかりと把握をしてくださいということで今年度も教育委員会から各校に連絡をいれましたので、各校の担当の者がまたは担任の者がそこでどんなことをしているか、そしてどんな学びをしているかというところですねそこを把握はした上で出席認定を今現在のところ行っている子に関してはしていただいております。
森委員	ありがとうございます。やはり学校としても、地域としてもその子どもたちがそこで何らかの役に立つ活動をしているというように、思ってはいるのですけれども。例えば、町であるとか教育委員会あるいは学校がこれは役に立っている、これはいいな、これは素晴らしいなっていうのをやはり捉え方難しいと思います。 やはり学校とフリースクールの担当者とそれぞれが話しするときにやはり教育委員会というのは、その中にある程度いて最終的にどうしようかという相談をかけていただければいいので、ただ全然役になってないなと思うことはほとんどないと思うのですけれども、そのあたりはやはりどうですかって聞かれた時に教育委員会としてもこれはこういう面できちんと話をして実際に私たちも認めておりますとか、そういう説明ができた方が、筋が通るのではないかなということを少し思っていました。
教育長	ありがとうございます。今のご指摘はごもっともな話でございます。以前は学校復帰を目的にしていたところがありました。けれどもそれが今は学校復帰を前提としないというふうに変わってきております。 ただ、森委員ご指摘のように、社会性を育むとか、そういうところの部分は私も思うところではありますが、不登校対策って結局居場所作りとかは結局サポート的な役割であって、本来はもう少し子どもも社会性も身につけた状態の中でもっと広い世界に戻っていけるというのがいいだろうと思うのですけれども、幅広に学校と同じようなことが担保されるかどうかというそこの部分はちょっと焦点を絞れないのではないかという気もしております。貴重なご意見ありがとうございます。

教育長	他よろしいでしょうか。
各委員	【質疑なし】
教育長	これより議案第4号を採決いたします。本案は原案の通り可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案どおり承認されました。 続いて日程第3「議案第5号　学校（園）医・歯科医・薬剤師の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
教育次長	―議案第5号の説明―
教育長	ただいま「議案 第5号　学校（園）医・歯科医・薬剤師の委嘱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。 秦荘西小学校の薬剤師については、決定次第再度教育委員会へ諮るとうことでよかったですか。
教育次長	はい。
教育長	質疑がないようですのでこれより議案第5号を採決いたします。本案は原案の通り可決することに御異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案どおり承認されました。 次の議題に入る前に、承認第5号から第6号は個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第5条の規定により、「人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」となっております。この議案については公開しないこととしてよろしいかお諮りします。
各委員	【異議なし】
教育長	異議なしと認めます。よって承認第5号および第6号は非公開といたしますので、傍聴人は一時退席をお願いします。 ―　傍聴人退席　―

	●上記の決定により、承認第5号第4号は非公開とする。 承認第5号　要保護および準要保護児童生徒の認定も専決処分につき承認を求めることについて 承認件数 小学生　1名 承認第6号　区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて 承認件数 中学生　1名 ―　傍聴人入場　― 以上で、令和7年第3回 定例会の案件は、すべて終了しました。
教育長	午後3時50分　閉会